

事 務 連 絡
令和 4 年 5 月 20 日

各都道府県介護保険主管課（部） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
地域づくり推進室 地域包括ケア推進係

「地域支援事業交付金の交付について」の改正点について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年度の地域支援事業の実施に当たり、今般「地域支援事業交付金の交付について」（平成 20 年 5 月 23 日厚生労働省発老第 0523003 号厚生労働事務次官通知）の一部を改正しました。

つきましては、改正後全文を以下 URL に掲載し、改正点について別紙のとおりまとめましたので、貴管内市町村への周知等をお願いいたします。

【地域支援事業交付金の交付について】（厚生労働省 HP）

厚生労働省ウェブサイト掲載先：

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000941160.pdf>

厚生労働省老健局
認知症施策・地域介護推進課
地域づくり推進室
地域包括ケア推進係
TEL：03-5253-1111（内線 3986）
FAX：03-3503-7894

「地域支援事業交付金の交付について」の主な改正点

(1) 基準額の計算式

令和3年度の上限額の計算式について、令和4年度における高齢者の伸び率を乗じる等、令和4年度の計算式に改正する。

(2) 提出様式の改正

介護予防・日常生活支援総合事業の上限制度の運用案については、先般『地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の上限制度の運用について』（令和4年3月28日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）によりお示ししたところであるが、これに基づき、上限額引き上げに係る個別協議様式等、様式の記載について必要な改正を行う。（なお、上限制度の運用の詳細を定めた「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」（平成27年6月5日老発0605第5号）についても追って改正予定である旨、申し添える。）

また、その他の様式についても、時点変更等所要の改正を行う。